

第17回 熊本市自治基本条例検討委員会会議録概要

日 時：平成21年3月30日（月）午後2時00分～午後5時30分

場 所：市庁舎4階モニター室

出席者：山口会長、荒木副会長、齊藤委員、鈴木委員、西村委員、林委員、原委員、松崎委員、村上委員、山形委員、田代総務審議員（前委員の代理）、重浦次長（寺本委員の代理）

欠席者：落水委員、木下委員、下川委員、田中委員

山口 会 長	<p>ただ今から第17回熊本市自治基本条例検討委員会を開催いたします。</p> <p>本日の委員の出欠ですが、落水委員、木下委員、田中委員、下川委員は所要のため欠席という連絡が入っております。</p> <p>それから、寺本委員の代理として総務局の重浦次長が、前委員の代理として企画財政局の田代総括審議員に出席していただいております。</p> <p>よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、資料の確認を事務局からお願いいたします。</p>
事務局	<p>（資料確認）</p> <ul style="list-style-type: none">・第17回熊本市自治基本条例検討委員会次第・熊本市自治基本条例に関する検討について（報告）【案】・資料1「協議を行い確定すべき内容」・資料2「コンセプトと林作成の指針比較対照」・資料3「条例に規定すべき項目と内容」・資料4「他都市の自治の定義状況」・熊本市自治基本条例に関する検討に対する意見（林委員提出）・熊本市自治基本条例案正副会長案と林案の比較対照（林委員が第12回検討委員会に提出した資料）
山口 会 長	<p>本日は、まず、「熊本市自治基本条例に関する検討について（報告）【案】」について協議したいと思います。</p> <p>報告書の案につきましては、事前に各委員へお送りいたしまして、ご意見はいただいております。そして加筆可能と判断したものは、今お手元に配布しております報告書に盛り込んでおります。</p> <p>また、当委員会で協議して決めるべきと判断した項目もいくつかありましたので、それも別紙にまとめております。</p> <p>まず、加筆した報告書の説明と、協議の項目につきまして、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、まず、「熊本市自治基本条例に関する検討について（報告）【案】」</p>

について説明いたします。

なお、この報告書には金曜日までにいただいていたものを加筆・修正しております。林委員からいただいていたご意見は、検討する項目の方に整理させていただいております。本日は、両論併記なのか盛り込むべき項目なのかという点について、修正がございますので、主にそここのところを説明させていただきます。

まず、5ページをお開きください。5ページの「2自治の基本理念」ですが、ここはご意見により、若干順番を変えさせていただいております。合わせまして、(2)に「住民の福祉の増進」というものを入れさせていただいております。それと、事務局で当初お配りしたものについては、「(6)持続可能な循環型地域社会の実現」というものを両論併記に入れさせていただいておりますが、ご指摘がありまして会議録を確認したところ、盛り込むべき項目となっておりますので、「条例に盛り込むべき項目と内容」の方に挙げております。

次に7ページをお開きください。7ページは、「市民」、「住民」という言葉の使い方と、「まちづくり」、「地域づくり」の定義ですが、意見が分かれた項目と内容のところを見ていただきますと、「(1)住民」のところで、右側ですが、「熊本市の区域内に住所を有する者」その後、下線を引いておりますが、「自然人に限る」。それから、地域づくりのところで、「市政の一部で」というところで加筆させていただいております。このように付け加えたところは、下線で記させていただいており、消したところは、消し線で見え消しをしておりますので、よろしく申し上げます。

9ページをお開きください。9ページの中程に両論併記のところがございますが、「地下水享受権」につきましては、両論併記になっておりましたので、ここに入れさせていただいております。それから、「憲法や法令に規定している権利」についてですが、特に具体的な記載はしておりませんでした。具体的に示してはというご意見がありましたので、林委員と西村委員のご意見の中から、具体的な権利を加筆いたしました。

次に、11ページをお願いいたします。中程にあります両論併記のところですが、市長の責務のところに、「信託」を入れるか入れないかというところは、確かにご意見が分かれておりましたので両論併記でございましたので、「信託」につきましては、ここに追加させていただいております。

12ページをお願いいたします。「行政運営の基本原則」、「市政運営の基本原則」ということで両論になっておりますが、「行政運営の基本原則」とは一体何なのかということも両論でしたので、具体的に①から④まで記載させていただいております。

15ページですが、「(1)総合的かつ計画的な市政運営」、「(2)効率的で効

	<p>果的な行政運営」という項目のところで、結論としては両論併記でしたが、その両論併記となった具体的な内容を示すべきだ、というご意見がありましたので、右側に林委員と西村委員のご意見を、具体的にいただいた条文から写しましてこちらに加筆させていただいております。</p> <p>次に18ページをお願いします。18ページにつきましては、「自治体法務」というものを両論併記にさせていただいております。しかし、自治体法務とはどのようなものかということが、いきなり出てわかりませんので、【主な意見】で具体的に提案をいただきました内容の文を記載させていただいております。</p> <p>24ページをお願いいたします。24ページで、中程に今後検討していただきたい項目ということで、「コミュニティのあり方」ということだけを記載させていただいておりますが、会長から「地域自治」というお話があつておりましたので、「地域自治」も加えさせていただいております。</p> <p>最後に25ページをお願いいたします。「1住民投票」です。住民投票につきましては、具体的な内容は今後、検討してもらいたいというご意見はいただいておりますが、協議では住民投票の制度が両論併記となっておりますので、林委員と西村委員の案を右側に詳しく記載させていただいております。</p> <p>報告書の修正は以上です。</p>
山口 会長	<p>報告書の案につきましては、お読みいただいているかと思うのですが、結論が一致したものは「■条例に盛り込むべき項目と内容」というところに入っておりますし、また、意見が分かれたものにつきましては、「■意見がわかれた項目と内容（両論併記）」といったところ、それから、別途、【主な意見】ということで、これまで検討してきた中でご意見をいただいておりますので、それについてもまとめて記載しているということになります。</p> <p>今日は、協議としましては最後の日になりますので、報告書に記載されています項目を協議するのではなく、報告書の案として、これまでの議論の内容は、きちんと報告書に記載されているかどうかという観点から協議をいただきたいと思っております。</p> <p>協議すべき項目については、資料1の「協議を行い確定すべき項目及び内容」にまとめてありますので、順次、協議したいと思います。</p> <p>まず、1番目の項目ですが、「資料の(5)正副会長試案と(6)委員提出条例案を「条例に規定すべき項目、内容」の最後に持ってくる。」という提案ですが、これについていかがでしょうか。</p> <p>簡単にいえば、「(5)正副会長試案」と「(6)委員提出条例案」を資料に位置づけるのか、本文に位置づけるのかということです。</p>
林	<p>「(5)正副会長試案」と「(6)委員提出条例案」につきましては、他の条例</p>

委員	案とは異なって、この検討委員会の議論の中身そのものですので、資料というよりも、より位置づけの高い「条例に規定すべき項目と内容」に記載すべきではないかと考えます。
原委員	目次から考えますと「条例に規定すべき項目と内容」は、検討委員会の結論として独立して書かれていると理解しております。「(5) 正副会長試案」と「(6) 委員提出条例案」については、資料の中の「4 参考とした条例案」の中に入れ込むのではなくて、例えば、「3 検討経過」の後に、4 という番号をふって、「検討した試案」ということで、この2つを独立させるということもひとつの方法かと思えます。そして、5に「参考とした条例案」ということで、1から4番までを並べるということも考えられるのではないかと考えております。
山口会長	<p>多少この資料の位置づけについて説明したいと思います。</p> <p>一巡目で参考にした条例案というのが、「(1) 行政案 (H17.3 月条提案)」から「(4) より良くする会の案」までです。</p> <p>二巡目でお示ししたのが「(5) 正副会長試案」です。これは、私ども2人で作ったものではなくて、一巡目の議論をまとめるとこうなるということでもとめたものという位置づけです。</p> <p>それに対して、別な案があるということでお示しになられたものが、「(6) 委員提出条例案」だと思います。今の報告書の位置づけでは、「(5) 正副会長試案」、「(6) 委員提出条例案」は、あくまでも資料として使ったもので、それを踏まえて作られたものが、「条例に規定すべき項目と内容」という位置づけとされているところです。</p>
西村委員	<p>自治基本条例に関する検討の報告案の2ページに、「二巡目の協議に入ると、その時に、2名の委員から、意見として具体的な条例が提示された」と、その案も踏まえて論点整理して協議したということですから、実際的にこの項目の参考とした条例案の(1)から(4)までと、(5)(6)は、性質が違ったものだと思います。時間的にも(1)から(4)までは、4年くらい前の案です。</p> <p>ところが、(5)と(6)は、検討委員会が始まって、二巡目の協議に入った時に、具体的な提案がされているわけですから、性格の違う(1)から(4)と(5)(6)を一緒にするという事は、適切でないと思います。</p> <p>条例に規定すべき項目という内容の中で、議論されていますから一番いいのはその最後のところに持って行ってもいいのではないのでしょうか。しかし、原委員がおっしゃったように、意味が違うということは認識されておられますから、これは検討経過の中のことであるということを入れるということもひとつの方法ではないかと思えます。</p>
鈴木	順番はこの目次の順番でいいのかなと思いました。

委員	<p>というのは、2ページの「報告にあたって」の文章を読んだ順番に並べているからです。ただ、参考とした条例の（１）から（４）と（５）と（６）は違うという認識は確かですので、カテゴリとして、参考とした条例案は4-1の（１）から（４）、4-2の（１）、（２）とされたらいかがでしょうか。そうすると、一巡目の資料はこれだな、二巡目の資料はこれだなということがわかると思います。</p>
林委員	<p>原委員が言われた考え方であるならば、まだそれはいいと思うのですが、鈴木委員がおっしゃるような整理の仕方では、私は意味が全く違うと思います。それは、私は反対させていただきます。</p>
山口会長	<p>大きく分けまして、「条例に規定すべき項目と内容」の一部にするのか、それとも資料の一部にするのか、まずここで分かれると思います。</p> <p>次に、もし資料となったときにはどうするのかという話になってくると思いますので、まずは「条例に規定すべき項目と内容」の一部にするのか、それとも資料の一部にするかということで、話を進めようと思うのですが。</p>
林委員	<p>報告書の中身にこれがそもそもダイレクトに反映された形で入っておりますから、「条例に規定すべき項目と内容」というところに必然的に整理されて位置づけられると考えます。</p>
松崎委員	<p>私も鈴木委員と同じように、あくまで資料だと思っております。</p> <p>それから、（１）から（４）までというのは、一巡目で検討しまして、それを正副会長試案ということでまとめたものをお出しいただいておりますので、もっと言えば（１）から（４）までは挙げる必要もないのかなとも思っています。</p> <p>ですから、（５）と（６）ということですが、これは、全体の報告書のあくまで検討した内容に入ってきますので、資料という形で出してもよろしいのではないかと思います。それから、最初にこれをいただきましたときには、本当言うと、名簿のところまで、27ページまでで報告書はいいのではないかと考えていました。両論併記もありますし、検討した項目についても箇条書きがありますので、逆に皆さんに検討してもらったり、意見を求めたりするときにはコンパクトな方がいいのではないかと考えており、資料はあくまでも別という形でいいのではないのでしょうか。ただ、今の議論を聞いていますと、資料として入れるのは、（５）（６）だけで十分じゃないのかと思いました。基本的には両論併記はそのために書いたのではないのかと認識しております。</p>
山口会長	<p>私どもの認識では、一巡目で使った資料が（１）から（４）、二巡目で使った資料が（５）と（６）。その結果をまとめたものが、今で言う「条例に規定すべき項目と内容」という位置づけでありまして、松崎委員がおっしゃったことと同じような意味合いです。いずれにしても報告書を明日、市長に提出する予定です。</p>

	<p>ので、ここは結論を出したいと思います。すみませんが、多数決にさせていただきます。</p> <p>まずは、ここでいう（５）と（６）を「条例に規定すべき項目と内容」に入れたほうが良いという林委員がおっしゃった案について、賛成される方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手少数）</p> <p>資料の中に位置づけるということで賛成される方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手多数）</p> <p>では、資料の一部とするということにいたします。</p> <p>次に、資料の中のどこに入れるかという話をしたいと思います。</p>
原 委 員	<p>今の議論の中で思ったのですが、この条例案をより明確にさせるためには、検討経過の次に持ってくることとし、一巡目に参考とした条例案が（１）から（４）二巡目に参考とした条例案が（５）（６）とするといかがでしょうか。</p>
山 口 会 長	<p>ただ今、原委員からご提案がありましたが、それでよろしいでしょうか。</p> <p>（一同了承）</p> <p>では、そのようにさせていただきます。</p> <p>それでは、資料１に戻りまして２番の「コンセプトを盛り込むべき。」ということについて協議いたします。まず、この趣旨をご説明いただけますか。</p>
林 委 員	<p>条例の条文に入る前に自治基本条例のあるべき姿、これをやはり主権者である住民の方々に示す必要があると思います。正副会長試案のコンセプトと私が考えているコンセプトは趣が違いますので、コンセプトの対比案をお伝えする必要がありますのではないかと考えます。</p>
山 口 会 長	<p>正副会長試案のコンセプト案はお示ししましたが、全員一致でこのようなコンセプトが認められなかったという経緯がありました。このコンセプトが認められていればこれに沿った形で条文の検討をしたかったところですが、出来なかったもので、両論併記が報告書の中にも入っていると思います。確定したコンセプトではないので要らないという判断をしたところですが、今のご意見としては、両論併記すべきではというご意見ですので、それについてご議論をお願いします。</p>
西 村 委 員	<p>検討委員会は約２年にわたって検討してきたわけですが、その過程でどういうコンセプトで正副会長案が出されたのか、それに対して別のコンセプトが提示されたという討論の過程が客観的に全体としてわかっていくということが大事ではないかと思います。</p> <p>したがって、全体としてわかりやすくするためには、両方のコンセプトをここで資料として入れていくことが必要ではないかと思います。</p>
山 口	<p>これまでの経過を全てまとめようとする、例えば議事録などもあり、かなり</p>

会 長	分厚いものになってしまうので、どこかで線引きが必要だと思います。ホームページでは、経過も含め全て載っていますし、この報告書の中に入れなければ、市民が検討の経過を追うことができないのではないかと、そうではないということの一つ確認していただいた上で、報告書に入れるのかという議論をしていただけたらと思います。
西 村 委 員	このコンセプトの量を見ますと、1ページか半ページで済むぐらいのことなんです。これが入っていることによって、全体としての条例の報告されている内容が非常にわかりやすくなるのです。量的な問題は1ページか半ページぐらいのもので、是非これは入れておく必要があります。
山 形 委 員	今、会長が言われましたホームページ上で資料がどこまで出ているかということは、私も勉強不足で全て見ていないので何とも言えないんですけども、コンセプトの比較対照表や議事録はホームページ上で見ることができるということですが、見ることができない方もいらっしゃるということも想定する中で、やはり丁寧に説明をしておくという意味では、ここで、比較対照しておくことは意味があると思います。
山 口 会 長	<p>論点は全て出たと思うので、よろしければ多数決で決めようかと思います。これを入れた方がいいという方は挙手をお願いできますか。</p> <p>(挙手少数)</p> <p>では、入れなくていいのではないかと、という方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>では、コンセプトにつきましては、報告書に入れないこととさせていただきます。</p> <p>それでは、資料1の3番「正副会長試案」と「林・西村条例案」を対比すべき。」ということです。報告書には(5)(6)は入れ込むとしているのですが、プラスアルファして対比させたいということでしょうか。</p>
林 委 員	<p>コンセプトについては、この報告書案に基づいて住民に対して説明するので、たった半ページぐらい盛り込む必要はないという考え方の方たちに対して私は少し残念に思っております。</p> <p>「正副会長試案」と「林・西村条例案」との対比についてですが、住民が主人公であるということ、住民参画関係の具体的なシステムの構築、具体的な参画協働の方策もしくはどういう形の委員会に参画できるかということ、どういう権利があるのかということなどを盛り込むことにより住民にとって使い勝手のいい自治基本条例であるべきということを考えますと、「正副会長試案」と「林・西村条例案」はやはり極めて相対する構造ですので、主権者である住民に判断してもらうためには、対比するということが一番いい方法ではないかと思っております。</p>

	で、是非、対比する方向で、ご検討をお願いしたいと思います。
鈴木委員	「正副会長試案」と、「林委員・西村委員の条例案」の対比ということで、コンセプトとも関係するところかもしれませんが、二者択一の議論をしてきたわけではないと、私は思っております、最終的に共有できたものは入れ込んでいまして、比較検討してどうしても一本化できなかったことを、両論併記として分けて書いているのが結論だと思います。対比すると右か左かという選択肢を市民に求めることになるので、間違っているのではないかと思います。
原委員	今の鈴木委員の意見と同じような意見になるのですが、あくまでもこの検討委員会の中でこの条例に関する内容をまとめたものがこの報告書だと理解しておりますので、お二人の委員から出た案と、正副会長試案をこの委員会の中で協議させていただいた結果、まとめたものが両論併記になったり、一つの意見にまとまったりしたということで、報告書としてはこれでよいのではないかと思います。
西村委員	一巡目の議論をまとめたものが正副会長試案であるということは、そのとおりだと思います。先ほどは多数決でコンセプトの比較は盛り込まないということになりましたが、コンセプトを明確にしてどういう観点で正副会長試案はまとまって出してきたのかという根拠を明確にしておく必要が更にあるのではないのかと思います。検討委員会の議論の過程で、林委員の案は出てきているわけですから、そういう意味で正副会長試案と林委員の案は、基盤は一緒だと思います。だからこそ、コンセプトをそれぞれが明確にして、説明責任を果たさなければならぬと思いますし、そういう意味で、林委員が言われているように両論を対比するということは、ひとつの方法としては有効ではないかと思います。
松崎委員	西村委員が言われることはよくわかります。 それを基に検討委員会で検討した結果が、この報告書なので、両論併記や意見が分かれた部分の根拠として正副会長試案と林委員の案資料として付けるわけですから、私は、西村委員がおっしゃるとおりだからこそ、このやり方でいいのではないかと思っております。
山口会長	先ほど、私の発言の中でホームページに載っているという話をしたのですが、それが報告書を見ただけではわからない面もあるので、ホームページのアドレスは1行の話なので、そういったより詳しいことを知りたい方はそれを見てくださいというのほどこかで付け加えたほうがよいと思います。 比較対照が必要なのかどうかということですが、論点も出ましたので、決を採りたいと思います。 では、載せた方がよいと思う方は手を挙げてください。 (挙手少数)

	<p>では、要らないのではないのかという方。 (挙手多数) では多数決で載せないとさせていただきます。 次は、「4 主な意見のまとめ方について (それぞれの意見・根拠を明確に区別して記載すべき。)」です。これについてもご提案者から説明をお願いします。</p>
林委員	<p>主な意見の書き方ですが、主な意見ということではなくて、盛り込むべき意見と、盛り込むべきではないという意見に分けたうえで、それぞれの意見に対してそれぞれの根拠を書いておくべきだと思います。住民に対して集会等で説明をするというときに、この報告書が用いられるわけですので、より明確な形でわかるような整理の仕方がやはり必要ではないのかと思っております。</p>
鈴木委員	<p>例えば3ページをどのように書き換えたらいいいのか、もう少し具体的にお願いできますか。</p>
林委員	<p>明確な根拠を挙げながら、それぞれに分けて書くべきだということです。これこれに対してこれこれの否定的な意見が出たというように書かれてしまいますと、それぞれの見解、それぞれの意見というのが、後の否定的な展開の中で埋没してしまう可能性があるんです。例えば、私の資料の4ページに書いていますように、最高規範性である自治基本条例の中に、情報の共有というものを書いておかないと、これは全て個人情報保護条例とか情報公開条例という、個別条例の中で包括的に委ねられてしまうと、やはり結果としては、下位条例が自治基本条例という上位概念というものを構築してしまう。いわゆる法令の下剋上ということになってしまうというようなことを記載すべきだということです。</p>
山口会長	<p>内容はわかりました。例えば、こうやって書いてあるからわかりますが、これは林委員だから書けたのであって、議事録よりもこっちの方が詳しいですね。ということは、事務局では作りようがないのではないのかという点についてはいかがですか。</p>
鈴木委員	<p>林委員が言っていることはよくわかりました。ただ、主な意見の書き方をどういう角度で書くのかという点については、委員会の中で委員が自分の言葉として喋ったことを基に事務局が書き起こすということがメインだと思います。その上で、わかりにくいところに別に解説を加えるというのはいいのですが、意見の中に解説を加えた言葉を入れると、本来言った言葉と、逆に違ってしまう怖さがあると思います。今、会長が言われたように、全てを言っている以上の文書にするというのは、とても無理で、私たちも素人が集まって喋っているわけですが、それをそのまま、主な意見として出しているということが大事ではないのかと思います。</p>
西村	<p>24日に到着した報告案では、主に正副会長試案を肯定するような印象の書き</p>

委 員	方になっていました。従って、当然そのあとに書かれてくる主な意見というものも、「～に対して」という形で、客観的な事実をありのまま書くとはなっていないかと私は理解しております。そういうところを林委員は指摘されておられると私は思うのですが、今回出された意見は、それが変わってきました、統一意見、両論併記、主な意見がその事実をそのまま書いてあります。誰が主な意見と判断するのかということも、これもまた大問題になるわけですから、意見については事実に基づいて、その事実を客観的に述べるということではないかと思えます。
山 口 会 長	よくわかりました。事前にこの報告書案をお送りして、直せる部分については直して下線が引いてあります。要するに、具体的にどこをどう直せばいいかがわからないとこの場では議論しにくいと思います。今ここで新たにここはこうだ、ああだと言われても対応はできませんので、この部分はこういう趣旨じゃないよといった議論の展開をしていただけるとありがたいのですが。
西 村 委 員	ここでどうだと言い出したらきりがありませんから、後で気づいた方は事務局と話をするというものではどうですか。議事録に基づいてすり合わせをしたらできると思います。
山 口 会 長	明日の9時には市長に報告書を渡したいと思いますので、時間的に難しいと思っています。いずれにしても具体的にここをこうしてくれということがあれば、検討できるかと思っています。
鈴 木 委 員	この報告書で主な意見を書く意味は何ですか。議事録を見れば全部わかりますから、多分なくてもいいかなと思っています。確かに、主な意見が網羅しているのかという心配もあります。要するに規定すべき項目と内容を協議してきたのですから、意見についてはそれぞれ見ていただくということが一番簡単なかと思えます。
西 村 委 員	統一したところはそのまま書けばいいと思います。両論併記のときは両論を書いておけばいいです。意見は、統一まではいかない両論併記まではいかないという意見があった場合には、その意見というものは書いていただければと思います。そのように3つのカテゴリで分けたらよいのではないかと思うんです。
山 口 会 長	方向性ではなくて、ここをこういう考え方だからこうしてくれと言われれば、議論が出来る場所ですが。意見については、まとめ方の問題もあるでしょうから、多少疑問があるのかもしれませんが、この報告書を基に、条文化する作業を行う際に両論併記だけでなく意見も参考にしていくことになると思うので、あったほうが私としては作業的にはやりやすいのかなと思っています。事務局としては手持ちで持っていて、報告書の中には載せないという方法ももちろんあるかと思っています。

	<p>報告書のまとめ方という観点ではどうなのかということでご意見をいただければと思います。</p>
松崎委員	<p>ホームページで公表して、市民の方に説明をしたり、市民がパブコメで意見を書くときに、こんな意見が書かれている、こんな意見が出たんだと思うと、そこから自分もこうだとか、いや、これはこうだとかいう意見が書きやすいので、ここに載せる、載せないは別にして、どういう形かで市民に見えた方が、より多くの人の意見が聞けていいのかなと思っております。</p>
原委員	<p>この主な意見につきましては、これまでの議事録の中から事務局がピックアップして作成された意見で、それに基づいて事前に委員の皆さん方にご確認をいただるところでもございますので、報告書には議事録に載った意見を載せていくということが原則ではないかと思っております。</p>
山口会長	<p>方向性としては議事録の中から拾っているものだというご理解いただくということで、このまま載せるということにさせていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>(一同了承)</p> <p>次にまいりまして、5番の「章立てを協議して盛り込むべき。」というご提案でございます。資料は、資料3「条例に規定すべき項目、内容の構造」です。では、簡単にご提案者である西村委員から説明をお願いします。</p>
西村委員	<p>全体の項目が明らかになってきますと、全体としての条例の像がはっきりしてくるわけです。そうしますと、章立てにしていくという作業がどうしても必要となります。章立てがされていることによって、くくりとして非常に理解がしやすくなりますから、是非この条例の章立てを明記しておく必要があるのではないかと思います。章立てなしに市長に手渡すというのはちょっとあまりいいことではないのではないかと思います。従って、章立てについて議論をしておいて、結論をここで出す必要があるのではないかと思います。</p>
山口会長	<p>章立ての内容についての議論ではなく、既に議論した内容を報告書に載せるかどうかということでご意見をいただきたいと思います。</p> <p>左側の正副会長試案の章立てにつきましては、資料を出し議論をしたのですが、議論の中で固まらなかったと思うので、固まっていないものを出すのはどうなのかという気がいたします。あくまでも資料として使ったという形であって、こう決まったということではないのではないのかということです。も当初のもののような気がします。最終的に固まれば、章立てが必ず必要だと思いますが、まだそこまでいっていないという理解です。</p>
原委員	<p>この章立ての部分については、確かに正副会長試案の章立てが示されましたが、検討していく中で、両論併記になった部分でありますとか、言葉が変わった</p>

	<p>部分がありますので、検討委員会として章立てするというのは、非常に難しいのではないかと思います。</p>
山口 会長	<p>この検討委員会の協議の結果をまとめるということが報告書の位置づけですので、まとまっていないもの、協議していないものについては、載せないほうがよいのではないかと思います。</p> <p>まとまっていないことについての了解があると思いますので、あくまでも資料として載せるという方法は、考え方によってはあり得ることかもしれません。</p>
林 委員	<p>章立てについては、両論併記という形で載せるというのも一つの案かと思えますけれども、議論を全くしていないわけですので、これを両論併記にするということにも、いささか不適切かなという気もいたします。</p> <p>委員提出条例案の中に章立てを入れていただければいいのという気もいたします。</p>
山口 会長	<p>63ページを見ていただくと載っていますよね。</p>
林 委員	<p>載るのであれば結構です。</p>
山口 会長	<p>では、これはそのようにさせていただくことにいたします。</p> <p>その次が6番、「前文」を再協議するべき。」という意見が出ております。再協議というのは、今後再協議するべきということかと考えるのですが、一応、報告書はこれまでのものをまとめるということでございますので、今後こういう課題があるという提案であれば、報告書には馴染まないと考えているのですが、いかがでしょうか。</p>
林 委員	<p>会長は12回の議事録で、「前文につきましては、条文が出来た後、再度議論するということにさせていただきたいと思います。」と、こう述べておりますので、前文についてはやはり協議して検討委員会として結論を出さなければならないのではないかとということで、ご指摘申し上げたという次第であります。</p>
山口 会長	<p>はい。わかりました。この当時、今後のスケジュールを示したと思うのですが、その後、当時のスケジュールから現実の進行が狂っておりまして、ここまで行きつかなかったというのが事実経過だと思います。今から再議論というのはあり得ないと思っておりますので、今後どうするかについては、今日の議題の「3 今後のスケジュールについて」でお話できればと思います。</p>
西村 委員	<p>そうしましたら、この検討委員会では前文について結論は出さないということですか。</p>
山口 会長	<p>今は、検討委員会の報告書をまとめるという議題ですので、議論をしていない前文については、「3 今後のスケジュールについて」で議論したいと思います。</p>

西村委員	でも、3番目はスケジュールの議論じゃないですか。
山口会長	前文の協議についてもスケジュールの中に入れてどうかということで、とにかく今は報告書について議論させてくれませんか。
西村委員	だから前文についても結論は一応出しておくべきではないかというのが私の意見ですが、ここで皆さんがそれは出さなくてもいいとおっしゃるならば、多数決で決めていただいて構わないと思います。
鈴木委員	3番目の「今後のスケジュール」で議論しましょう。
山口会長	それではそのようにさせていただきます。 次は、「自治」の定義の見直し」です。これは正副会長で出していますので、副会長から説明をお願いします。
荒木副会長	皆さん方のお手元に資料4「他都市の「自治」の定義状況」をお配りしております。7市が自治について定義をしております。いずれも同じような定義ですが、中身は若干違うということでございます。 熊本市においては、住民自治と団体自治を包摂した、いわゆる憲法上の地方自治の本旨を基礎におくような、自治の定義をこれから考えたらどうだろうかということで、他の自治体もどうなっているか調べてこのように出してみたわけです。 住民自治、団体自治の言葉が出ておりますのは、善通寺市がここにあります、「まちづくり及び市政により構成される住民自治、団体自治の総体をいう」という言い方になっています。 検討委員会では、報告書案の7ページに書いてあるように「(7) 自治 住民が地方自治体である熊本市を自ら治めることをいう」と定義がされているわけです。主語は住民になりますが、真ん中の目的のところは団体自治を指しているわけです。そして「自ら治めることをいう」とあり、住民自治と団体自治のどちらが重視されるべきことなのか、分かりにくい感じがいたします。その点について皆さん方のご意見がございましたら、アイデア提供をお願いしたいということでございます。
山口会長	補足しますと、今、条例に盛り込むべき項目として記載されていますが、このままでは入れにくいのではないのかということです。今、内容についての協議をしたいのではなくて、自治の定義の内容については、盛り込むべき項目から外したいということを提案しているわけです。ご了解いただければ次にいきたいと思っております。
鈴木委員	外したいということですね。

委員	
西村委員	「自治」は残しておいて中身について色々意見があるから今後考えるということです。「自治」まで外すとなってくると私は大反対です。
林委員	伊賀市のような形の条例にすれば問題ないんじゃないですか。
山口会長	これまでの議論を踏まえて「自治」という言葉は残し、内容については今後検討していただくとし、外すということによろしいですね。 (一同了承) そのようにさせていただきます。 次の8番の提案についての説明は、事務局からお願いします。
事務局	それでは、報告書の20ページをお願いいたします。 「IV情報共有・参画・協働」の、「1情報共有」です。 正副会長試案では、(1)の情報共有について「①市の執行機関等及び市議会は、市政運営に関する情報が、市民との共有財産であることを認識する。」と書いてあります。一方、林委員からいただいた案「情報公開・共有の原則」ということで、「市議会及び市長等は、市政に関する情報の公開と提供が、住民参画・協働及び透明な行政の運営にとって不可欠なものであることを認識し、住民に分かりやすく迅速に公表、公開及び提供しなければなりません。」と書いてあります。 事務局の整理の仕方としては、両論併記とするとはっきりわかるものについては、報告書に両論併記として入れておりますが、この2つの意見については、明確な結論がありませんでしたので両論併記にしていません。西村委員からはこれは両論併記にしたいというご意見ですので、協議していただきたいということです。
林委員	検討委員会の中で、決定したから両論併記の中に入れ込むという扱いではなくて、全く正副会長試案と違う案を出しているわけですから、両論併記という形にしておかなければ、不公平ではないかと思うしております。
山口会長	この提案については、両論併記にしたいと思うのですがよろしいでしょうか。 (一同了承) その次、9番についての説明を事務局からお願いします。
事務局	趣旨は今、林委員が言われたことと同じようなことでありまして、林委員の案の「参画推進の原則」も両論にしてもらいたいということです。
西村委員	林委員の案の「情報公開・共有の原則」「行政の意思決定過程の情報の共有」についても両論併記でお願いしたいと思います。
山口	それはどこに提案してあるんですか。

会 長	
西 村 委 員	それは言葉で言っています。
事務局	以前に意見をいただいております、「情報公開・共有の原則」については会議録では両論併記になっていないので、もしこれを両論併記にするということであれば、この場で話してくださいという話をしていました。
山 口 会 長	いずれにしても、両論にしたほうが良いという意見があるわけですから、両論併記とさせていただければと思います。 (一同了承) では、次の10番の説明を事務局からお願いします。
事務局	「市長は参画の評価を行うため、第三者機関として住民参画推進評価委員会を設置します。」という規定がございます。同じく、協働のところにも第三者委員会として、「協働評価委員会」が記載されております。この件につきましては、自治推進委員会を協議するときに協議するという事になっておりました。 一部の委員からはこの自治推進委員会で参画と協働を審議するので、この委員会は要らないのではないかとのご意見はいただきましたが、両論併記とするのか、それともそういう意見を述べた所で終わるのかということは結論が出ておりませんので、どちらにするのかを決めていただきたいということでございます。 この検討委員会で両論とすべきであるというご意見であれば、事務局で整理させていただいて、この部分は全て両論にさせていただきたいと思っております。
山 口 会 長	未審議ということですので、両論にはならないということで、こういう意見があったという整理でいかがでしょうか。
西 村 委 員	何回も検討委員会の中では議論になっているんです。それを後でちゃんとやりますと会長がおっしゃったんです。そして、それを結論が出ていないから、やめたということでは納得いきません。ちゃんとやっていただくべきだと思います。
山 口 会 長	いずれにしても、申し訳ないのですが、中身の議論をするつもりはないので、両論併記に入れるか、意見として入れるかということで意見をいただきたいと思います。
山 形 委 員	一応は両論にしておいていただいて、もう少しみんなが見るときでもわかるように、残しておきたいと思います。
山 口 会 長	それでは、両論併記に入れたいと思います。 (一同了承) 次の11番についても、も事務局から説明をお願いいたします。
事務局	次は、今日配布しております報告書案の28ページになります。 審議はしていませんが、「(3) 条例の見直し」の「①市長は、条例施行後、

	<p>4年を超えない期間ごとにこの条例を見直し、適切な措置を講じる。(義務規定)」と書いてありますが、ここに「育てる条例」という言葉を入れられないかという新たな提案になっております。</p>
山口 会長	<p>新たなご提案ということなので、全員一致で入れるということになれば、そうさせていただきますが、そうでなければ、未審議でありますので、意見があったというところに入れるということにしたい思います。</p>
西村 委員	<p>条例を育てよりよい条例にしていくということは基本的な方向だと思うんです。そのためには、やはりこの自治基本条例の最高規範性を担保しておかなければいけない。そして最高規範性が担保されていて、そして個別条例はこの最高規範性に基づいて改正がされていくとしていかなければいけないのですが、情報公開条例のように今ある条例をこの中にはめ込んでいくと、最高規範性が変質する可能性があると思います。</p> <p>従って、いわゆる最高規範性の変質、それから最高規範性の条文を変えなければ改正できないという手続きになりますから、育てる条例にはならないわけです。そういう意味で、さっきから聞いていますと、審議していないものは取り入れないというならばそれは結構です。それはもうそういうことでいいと思います。だから育てる条例というものを入れたいと最初は僕は思っていましたけれども、さっき言ったような最高規範性が変質するようなそういう条例を作るならば、それは育てる条例にはなりませんから、それからもう一つは、審議していなければ入れないということであれば、それは撤回します。</p>
山口 会長	<p>育てる条例という言葉が条例に盛り込むべき項目に入れてほしいというご意見ですが、了解を得られれば、入れることはやぶさかではありません異論のある方がいらっしゃれば、入れないようにしたいと思っております。挙手をお願いできますか。</p>
西村 委員	<p>私は撤回すると言っているんです。</p>
山口 会長	<p>撤回ですか。じゃあそのように処理をいたします。 次は12番です。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>12番は、いわゆる自治推進委員会の構成、委員数であるとか公募委員の数とか詳しい内容については条例なり規則なりで定めればよいのではないのかという意見と、西村委員と林委員からはこういう詳しい内容も自治基本条例に盛り込むべきではないのかという意見があるところです。これにつきましては、先ほどと同じように両論併記という結論にはなっておりませんでしたので、主な意見の中に書いてありますが、西村委員からこれは両論併記でという意見がありました。検討委員会でご承認していただければ、事務局で両論併記に加えさせていた</p>

	<p>だきたいと思っております。</p>
山口 会 長	<p>これも位置づけの問題ですが、両論併記ということにさせていただきます。 (一同了承) 次は13番。事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>13番につきましては、「目的」とか「自治運営の基本原則」、「市民の定義」など、条例の見直しも含めて、こういう項目を再協議すべきというご意見です。</p>
山口 会 長	<p>これも再協議のご提案ですので、次の議題の「3 今後のスケジュールについて」の中で議論できればということでございます。 次、14番について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>14番は「検討経過の記載について」ということで、検討委員から提出された文書と資料につきましては、名称等を具体的に記載すべきというご意見です。 資料の説明の際、今日配布しております報告書案の最後のページになります。ページで言いますと、80ページと81ページにかけて事務局で揃えさせていただきました「使用した資料一覧」を追加したという説明を忘れておりました。 事務局で揃えさせていただきました資料に加えて委員からいただいた資料もここに載せてはどうかというご意見です。</p>
山口 会 長	<p>例えば、林委員が提出された資料をここに入れるということですか。よろしければ、資料もこのように付け加えるとさせていただきますと思えます。 (一同了承) では、そのようにさせていただきます。 それでは、次の議題にまいりまして、次第では3番目の「今後のスケジュール」に入りたいと思えます。 今日も時間が押してはいるんですが、是非、今後のスケジュールについて議論したいと思えます。事務局より別途資料があるということなので、配布後説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>今配布している資料は前回の検討委員会の中で配布した資料でございます、主に2番目の「市民意見募集」ということについて今から協議していただくこととなります。 具体的に申しますと、行政で報告書に対して市民の意見募集させていただけないかという提案を前回させていただきました。 その際、市民の意見を聞くことについては大方ご了承を頂けたと思えますが、検討委員会で意見を募集、説明会をするべきではないかというご意見と行政ですべきではないかという意見の2つに分かれていたところですので、その点について協議していただきたいと思えます。 仮に市民意見募集を検討委員会で実施するとなりますと、前回は市民の意見を</p>

	<p>踏まえた後最終報告書を出すというご意見だったと思いますので、おそらく5月末頃に検討委員会の報告書を出すということになるのではないかと思います。</p> <p>従いまして、明日の市長への報告というはなくなるのではないかと考えております。</p> <p>なお、前回の主な意見といたしましては、北九州市でも検討委員会の中間報告として市民に説明しているのが熊本市も同じように検討委員会で意見を聞き、その意見を踏まえて検討して、最終的な結論をまとめて市長に出すべきだというご意見。また、両論併記が多くあるので、検討委員会の委員が出向いて、住民に説明したほうがいい。住民に説明するまでが、この検討委員会の責任であるというご意見。また、多義的な意見が交わされていることを知らせなければならない一方、両論併記が多いので、ニュートラルな人が説明すべきだというご意見。さらに、最終報告書が5月になるとスケジュール上無理ではというご意見。会長におかれましては、授業等の関係で出席できないのではないかとというご意見があったところです。</p>
山口 会長	<p>私のこれまでの説明では、明日の市長への報告ということで、お話ししておりました。私どもとしては、年度末ということもあり、明日、市長に報告したいと考えておりますが、別途、どうしてもこうでなければ困るという意見もあると思っておりますので、その辺のご意見もいただきたいと思っております。</p>
山形 委員	<p>2番の「市民意見募集」というものは、パブリックコメントですか。</p>
事務局	<p>「市民意見の募集」というのは、説明会を開きますとともに、この報告書に対する意見をいただきたいと思っております。パブリックコメントではありません。</p>
山形 委員	<p>例えば、市民センターで前回、市民の皆さんに市民会議のメンバーがお話したようなことをもう一回してもよいという考え方ですか。</p>
事務局	<p>おそらくもっと小まめに実施すると思っております。</p>
山形 委員	<p>5番にパブリックコメントがあったことに今気づきました。それも含めて、ただパブリックコメントで聞き置きましたではなく、検討委員会がそこまで責任を負うといたらおかしいですが、市民の意見も学ばせてもらって、再度、この検討委員会で叩くということは意味があることだろうと思っております。</p> <p>ただ、スケジュールという部分で言えば、最初からその目標で予算組みしてあったのではないかとということも頭の片隅にも残っているものですから、強くは言えないですけども、中間報告を市長に出して、もう一回市民の意見をもらいながら、もう少し煮詰めるわけにはいかないのでしょうか。</p>

<p>原 委 員</p>	<p>前回は議論になったと思います。</p> <p>今回の検討委員会の報告書は、両論併記が多いということもございますので、事務局を扱っております行政で説明会を開催して、より多くの市民の皆さんの意見を聞くということは大変重要なことではなかろうかと思えます。</p> <p>また、検討委員会のいわゆる所掌事項は、条例に規定すべき項目、内容等について検討を行うというところまでかなとも思っておりますので、市民意見の募集につきましては、先ほど申しあげましたように是非、事務局からやらせていただきたいと思えます。それから今回の報告書の「報告にあたって」でこの報告書につきましては、できるだけ市民の方々へ周知を行っていただき、多くの意見を踏まえながら、よりよい条例の制定を目指していきたいと明記してございますので、その趣旨は十分、行政としても受け止めていただかなければならない項目ではないかと思えます。</p>
<p>西 村 委 員</p>	<p>2年に渡って議会、行政、市民、学識者という構成で検討委員会が開かれているのは、全国でも例がないんです。そういう点では、全国的にも非常に注目されている検討委員会だと思います。ここまで進めてきて、やはり検討委員会が責任を持って、検討委員会が議論をしてまとめたということを市民に知らせる。また、市民から意見を聞くということが非常に大切だと思います。その場合に、検討委員会は一致点を市民の方々に話をしていくということを最大の目標にしなければいけないと思えます。そして新しい合意ができて、新しい熊本市の自治を進めていくんだということ、そして議会も行政も市民も学識者も一緒になってやってきたということが大事なことだと思います。</p> <p>行政はこの検討委員会の一当事者ですし、検討委員会そのものではないわけですから、やはり何と言っても、検討委員会が主催をすべきだと思います。今日も参加されていない委員もおられますけど、参加できる方を中心にして、熊本市が市民に説明する場合は、大体4カ所から5カ所はやっていますから、最低4回から5回実施したらいいと思えます。そして、その場合、その運営は、参加する委員で、いわゆる司会は誰がやるのかとか、どういう運営をしていくのかとか、時間はどうするのかとか、どういう発言を往々にしていくかということを取り決めて進めていけばいいと思えます。</p> <p>だから、検討委員会で批判をするということをするのではなく、一致点を中心により新しい自治を進めていくという観点から運営していくことが、新しい熊本の自治を進めていく上で、市民に見える形で自治が、いわゆる検討委員会の成果が明らかになっていくのではないかと思えます。</p> <p>従いまして、やはり検討委員会が責任を持ってこれは主催していくということが大事ではないかと思えます。</p>

林 委 員	<p>私は、検討委員会には、住民に対する説明責任があると思います。北九州市などでも検討委員会が主催しておりますし、後は、こことこの箇所は誰と誰がペアで、共同議長方式でそれぞれ手分けをして説明するという方法があると思います。あくまでも検討委員会が主催して、共同議長方式で手分けしてやっていくことが検討委員会の職責であり、住民に対する説明責任だと思います。そこまで果たさないことには、検討委員会も職責を全うされていないのではないかと、こう私は考えておりますので、そのようにさせていただければありがたいと思います。</p>
山 口 会 長	<p>その他はいかがでしょうか。自治を進めるという観点はすごくわかるのですが、スケジュール辺りも踏まえて、どうしたいということで、ご提案をいただければありがたいと思います。</p>
松 崎 委 員	<p>両論併記が沢山ある中で、検討委員会が説明をするというのは、実際問題、難しいのではないかと思います。行政が事務局をしているからこそ事務局として、きちんと議論が上がったものを伝えていただきたい。私ども委員はオブザーバーとしてその委員会に出席をさせていただいて、実際に市民の方がどう受け取っているかというようなことは必要かと思いますが、私どもが主催をすることについては如何なものかという感じがいたします。</p>
荒 木 副 会 長	<p>本日の報告書案の29ページに設置要綱がございます。要綱を眺めてみますと、そこまで踏み込んだ規定、主催者となって市民に対する説明会を開くことまでは規定されていない。</p> <p>何かあった場合には、第10条でしょうか。「この要綱に定めるものの他、会議の運営に必要な事項は会長が検討委員会に諮って定める」と、活用すればこれだろうなという感じがするわけです。</p> <p>それと今、松崎委員がおっしゃられたように、かなり両論併記という形のものが多い。それをどうやって今初めて見るであろう市民に対して、客観的普遍性を持たせた説明が可能かどうかということは、私はかなり難しいという感じを持っております。</p> <p>ですから、その前に相当の情報を一般市民に流すということのほうが大事ではないかと思います。情報を流した上で、事務局である「市民生活局市民生活部市民協働推進課」がこの検討委員会の指示の下に、説明をしていけば、よろしいのではないかと考えます。</p> <p>私自身は、両論併記がかなり多いことを正確に市民に伝えるということに自信、責任が持てません。そういうことで、検討委員会が主催者になるということは、かなり困難ではないかと理解します。</p>
山 口	<p>他に発言されていない方の意見をまず聞きたいと思います。</p>

会 長	
村 上 委 員	私も松崎委員の意見に賛成でありまして、この検討委員会では専門的な立場からの意見も沢山出て、両論併記になったということですので、それが誘導みたいな形になるのもまずいかなという感じもしますし、私たちの議論というのは、この検討委員会の場がメインであったのではないかという気がしております。
西 村 委 員	両論併記が多いから、両論併記を主張した人が出て行って、色々お話をすると大変ではないかというように聞こえるんです。これまで検討委員会が主催をするべきだと言ってきましたが、それはなぜかという、検討委員会がここまでこれを運営してきたわけですし、その結論を出したわけですから。だから検討委員会が主催するということと、誰が報告、主報告をするかという問題は、これはまた別な問題なんです。主報告を誰にやってもらうか。それから、運営の中で、一定の自分の意見を勝手に言うということは、報告書を報告するわけですから、当然それは制限が加えられているわけです。具体的に言いますと、検討委員会が主催して、事務局が主報告をやってもらって、色んな市民からの意見があった場合は、例えば3分なら3分、5分なら5分という制限を加えてみんなで議論して決めていってやれば、それはそんなに困難なことではないと思います。これから議会の方は、議会で条例を作っていくということですので、市民の対話を乗り越えなければならぬんです。困難だと避けるわけにはいかないと思います。やはり市民との間の対話というのは今後、たくさん増えてくる。その突破口をこの自治基本条例の委員会が作っていくとすべきだと思います。
林 委 員	西村委員が述べられたように、両論併記というものが多いわけですので、事務局が、検討委員会の主催の下にメインの説明を客観的公平的な立場で住民に説明すればいいと思います。そして、住民からかならず質問が沢山くると思いますので、説明については委員が行うということでしょうか。両論併記の関係で携わった委員が詳しいわけですから、やはり住民が知りたいということについて説明ができると思います。それがまた親切ではないかと思ったり、住民の理解が深まるということになると思います。そういうところをご審議いただければと思います。
山 口 会 長	前回の議論も踏まえてですけれども、議論は出尽くしているのではないかと思います。理想を考えるのか、現実でいくのかその中間というものがどういうところにあるのかとか私も聞いていて思うところはどちらもあります。また、検討委員会を17回開催した中で一巡目と二巡目で随分理解の進化があったと思いますので、説明すればどんな市民の方もわかってくれるのではないかということを考える反面、そのためには時間がかかなり必要ではないかなということも考えておりまして、だから市民の意見を聞かないのかということのも乱暴な話なんですけれど

	<p>も、ただ、これだけやって一致しなかった論点を、短い時間で説明をして、本当に理解をしてもらって意見をいただくというのは、かなり大変な気がいたします。</p> <p>もしも、検討委員会が主催したとしても、誰が説明するかは別としまして、本当に検討委員会で意見が一致するのか、そういう見通しがあるのかなということを考えてみますと、難しいのではないのかと考えます。</p> <p>そうしますと、誰かが一本にまとめる作業をするわけです。条例にするということは、議会に対して行政が提案するということになるわけです。もちろん議会提案というのがありますが、そうではなく、行政として提案する。その際には、一本にしなければ提案できませんので、そうするとそこに責任を持つ行政が、市民の意見を聴いて、両論併記の部分を一本にまとめるという作業をしたほうが、ベターなのではないのか。ベストだとは思いませんが、ベターなのではないかと私は考えます。もちろん違った考え方もありますので、きりが無い議論だと思いますので、多数決で決めたいと思います。</p>
西 村 委 員	<p>その前に一言。</p> <p>市民の意見が出た場合に、それをまとめられるかという心配があるということですが、やはり検討委員会で市民の意見を聞いて、それをまとめる。まとめるということは、皆がそれに賛成か反対かという意味統一をするのではなくて、こういう市民の意見が出てきたということを検討委員会は確認して、今度は行政が条例案を作っていくわけです。</p> <p>この条例案を作るときに、その市民の意見も考慮して、検討委員会でまとめたものと同時に市民が出した意見も考慮して作っていただきたいということをこれに添付して、この報告書と一緒に添付して出せば、これは難しいことではないと思うわけです。</p>
鈴 木 委 員	<p>市民説明でどこまで説明するのかイメージが浮かびません。多分、私たちは17回やってきたから、聞けばわかりますが、おそらく、熊本市が自治基本条例を作ろうとしているということ、検討委員会で4者集まって2年かけて協議していきたくということなどおそらく概要しか説明できないだろうと思いますので、それは客観的に事務局が説明しても構わないのかなと思います。その後、そういう条例を作るのであったら、こんなことを実現できないのか、こんなことがあると多分色々な意見をいただける。それはそれで、聞くということとはとても大事だと思いますので、松崎委員が言ったような、オブザーバーとして入っていくという中で、じゃあその意見について、この条例でこうなっていますから、こっちを取るとか結論は出せないと思います。市民説明会では絶対に無理なので、きちっと広報していくという趣旨をしっかりと押さえて、事務局中心に私たちも参加してい</p>

	<p>く形の中で、やっていかればいいのか。それが現実的かなと思いますので、意見として述べておきたいと思います。</p>
山口 会長	<p>スケジュールを見ていただきますと、市民の意見募集というので終わりではなくて、行政が条例の素案を作って、それをもう一回この検討委員会へ報告、また意見反映という手続きはあるわけです。これまでの議論を踏まえたものが、行政で作られたのかどうなのか。それを、チェックしたいと考えております。報告書を出して終わりとは考えていないということは、このスケジュールで確認できると思います。</p> <p>あと、何点か再協議の話が出ていましたけれども、このスケジュールの中で考えていきますと、こういう形の議論は無理だと思います。</p> <p>ただ、再協議の項目というのは、市民の意見の中でダブるようなこともあるかと思しますので、その辺を踏まえて、協議ではないんですけども、市民の意見を踏まえて自分たちの考え方はどうなっているのかということを確認し、意見を言う機会を、このスケジュールで言えば、21年5月の検討委員会の場でありたいと思っております。ただ、一応、最終的に多数決を取ったほうがよろしいですかね。多分、反対の方もいらっしゃると思いますので。では、まず、行政が主催し説明をするということに賛成の方は挙手をお願いしたいと思います。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>反対の方も挙手をお願いします。</p> <p>(挙手少数)</p>
西村 委員	<p>報告は事務局長の北岡課長にやってもらうということは主張しておきます。</p>
山口 会長	<p>結論は、行政が主催し説明をするということにさせていただきたいと思します。</p> <p>報告書については、今日頂いた議論の中で修正すべきこともありましたので、それを修正し、明日、幸山市長に提出するということにさせていただきます。後のスケジュールは先ほどお配りしたものでございます。</p>
西村 委員	<p>明日9時半に行かれるということですが、市長への報告については、参加できる人は参加するということを確認して欲しいんです。</p>
山口 会長	<p>受ける側の事情というのもあるでしょうから、その辺は事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>明日は、9時半に秘書課で、市長に報告をする予定です。今会長が言われたように、正副会長ということで予定しておりましたが、この検討委員会で検討委員会委員の参加も認めるという結論であれば、構いません。明日は退職者辞令などの関係もありまして、時間はおそらく15分から20分ぐらいしかとれな</p>

	いであろうと考えておりますので、その点をご承知いただければと思います。
鈴木委員	皆さん、2年間一生懸命やってこられたので、参加される方は参加するという ことではいかがでしょうか。ただ、15分ということなので、発言は会長と副会長 にお任せをするということでしょうか。
山口 会長	ではそのような形でお時間をとれる方は、いらしていただくということをお願い したいと思います。 次回の日程は5月。このスケジュールですと、「検討委員会への報告・意見反 映」というのが、21年5月に予定されております。とりあえず一応予定という ことで具体的に決まりましたならばまたご連絡ということにさせていただきたい と思います。
事務局	次回の日程ですが、まだ6月議会も決まっておられませんので、5月末か6月初 めを予定しておりますことをご承知いただきたいと思います。また、今検討委員 会で明日の市長報告は来られる方ということでしたので、もし来られる方は、 9時20分までに12階の市民協働推進課へお越しいただければ一緒に行きたい と思いますので、よろしくをお願いします。
山口 会長	それでは、長い間どうもありがとうございました。 これもちまして、本日の検討委員会は終了させていただきます。